

## 商工業振興資金融資制度要綱事務処理細則

(要領の作成等)

第 1 協調市町村が要領等を定める場合は、県の要綱に準ずるものとする。

(税の種類及び調査方法)

第 2 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、市町村民税の 4 税目とする。

2 要綱第 16 第 1 項第 2 号に規定する納税証明書類については、前項の税目に係る直近の納付書又は納付が確認できる通帳の写し、若しくは納税証明書とする。

なお、受付機関等において納付が確認できる場合は、納税証明書類の添付を省略することができるものとし、過去の滞納については調査で確認することとする。

(設備資金と運転資金の併用)

第 3 要綱第 10 第 2 項第 2 号、第 11 第 2 項第 2 号及び第 12 第 2 項第 2 号に規定する金額は、設備資金若しくは運転資金又は設備資金と運転資金との合計をいうものとする。

2 設備資金と運転資金を同時に必要とするときは、同一の申込書により申込みを行うことができる。この場合、申込金額（設備資金と運転資金の合計額）のうち、設備資金の割合が 60 パーセント以上のときは設備資金の融資条件を適用し、60 パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用するものとする。

(関係書類の処理)

第 4 要綱第 17 第 2 項に規定する実態調査の記録書類は 2 通作成し、1 通を協会へ提出する。この場合において、要綱第 16 第 1 項第 1 号から第 4 号の書類の写しを添付するものとする。

2 要綱第 16 第 1 項第 2 号及び第 3 号の書類は、実態調査を行った機関において保存するものとする。

(指導基準)

第 5 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

融資後 2 か月以内に工事に着手又は機械器具等を納入すること。

2 融資後において必要がある場合は、県及び協調市町村は、この制度の利用者に対して適切な指導を行うものとする。

附 則 この細則は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この細則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 1 この細則は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

2 第 2 の規定は、当分の間、従前の規定によることができるものとする。

附 則 この細則は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則 この細則は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

附 則 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。